

## 論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>&lt;論点①&gt;</p> <p>技術の急速な進歩がみられるデジタル関連技術については、これを利用した未知の攻撃による大きな法益侵害が起きる可能性が常に存在しているところである。<u>専門家や関係者の間で認識が共有されているデジタル技術による現実社会への脅威（サイバー・フィジカル・セキュリティ面の脅威）も散見されるのであり、こうした脅威に関しては、「具体的な事件が生じる前に」、技術的な方法と整合性を保ちつつ、これを抑止すべく対応する必要があるのではないか。</u></p> <p>（理由）具体的な事件が生じてから対応するのでは、みすみす法益の侵害を許すことになるのであり遅い。技術それ自体も絶え間ない開発や発展により随時変化し続けており、新たな技術と積極的に整合性を取ることのできる規制方法を実現しなければ、規制の空白又は過剰な威嚇力に伴う過剰なリスク回避によってイノベーションが阻害されてしまう危険が生じかねない。</p> <p>過去にも、規制と技術を統合的に導入することにより安全性の向上を可能とした例として、（東海道）新幹線鉄道の整備にあわせて制定された「東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法」等の例がある。</p> <p>コネクテッド・カーに対する遠隔地からの乗っ取り（ハッキング）の成功事例や、同車に乗り込み直接制御装置を操作する行為、妨害電波の発信等の干渉行為による同車の前方障害物を誤認させる行為（米国では一部販売禁止の規制の整備等がなされている）など、具体的な問題を生じ得るとの指摘があるところである。</p> <p>&lt;論点②&gt;</p> <p>未知の攻撃から法益を守るためには、ある程度、将来を見据えた構成要件を設けることが必要となる。その場合であっても、構成要件を広くとると萎縮効果が生じ、狭くとると野放図になることに留意する必要があることはいうまでもない。この点、一般論としては、罰すべきは罰するという観点とイノベーションを阻害してはならないという観点の双方を勘案しつつ、構成要件に該当する行為であっても広汎に違法性阻却す</p>

ることで救済するといった発想が重要である。

実務の運用に当たっても利害関係者や技術者との協議を踏まえ、正当業務行為などの違法性阻却事由の解釈、運用の指針を定め、当該構成要件に関する構成要件の可罰的行為と不可罰的行為とを明示し、イノベーションを阻害しないよう留意する必要があるのではないか。なお、この点、インターネットサイトのブロッキングに関する議論の進め方なども参考になる（「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会第三次とりまとめ」総務省、平成30年9月）。

同時に、目覚ましい技術革新の時代には刑事法の世界といえども完璧主義は難しいのであり、一度設定した構成要件を絶対視するのではなく、社会・技術の極めて早い変化を適切に観察しつつ、不断の見直しを進める必要があるのではないか。

#### <論点③>

デジタル技術の現実社会の実体面（建造物や動産等）への影響力の拡大により生じつつある経済構造や社会構造の変化と統合的な刑事法を実現しなければならない。この理は刑法典に規定される犯罪類型のみならず、行政法規に規定される犯罪類型についても妥当するものであるから、法務省刑事局は全体を見る観点から、刑事局が直接所管しない法規についてこれを所管外だとするのではなく、「デジタル社会における刑事司法の課題」を取り上げて、例えば、刑事司法分野における利害関係者と積極的に意思疎通して、法制度及び法運用を迅速に環境に適合させる方法（アジャイル・ガバナンス）の導入の可否などについても、議論を展開すべきではないかと思われる。

このためにも、例えば法制審において「デジタル社会における刑事司法の課題」を取り上げるなどして、所管省庁との協力のもとに、次々と発展する技術に対応してアンテナを張りつつ、見直し期間を短く区切りながら、一過性ではなく継続的に、慎重に議論する必要があるのではないか。

#### <論点④>

電磁的記録においても、文書及び印章におけるのと同様、本人確認機能及び意思担保機能を付すことで当該電磁的記録が所要の役割を発揮することができる状況が生まれている。文書と異なる特性を有する電磁的記録においても、実質的に、文書、印章に劣らない保護が刑事法によって与えられる必要がある。

電磁的記録は、環境情報（電磁的「文書」本文には示されなくとも、

「文書」の背景情報として保有される、いつ、どのように作成したかを記録した情報、いわゆるメタデータ等)のように、紙の文書が有さない、意思の確認のために利用できる機能も保持している。押印と比較される電子署名だけではなく、環境情報についても、その保護について検討の余地があるだろう。電子署名、環境情報の保護も含めて議論することにより、紙の文書と電磁的記録との真のイコールフットイングを果たすことが可能となる。こうした検討は、デジタル庁において今後議論される、データに関する信頼性（トラスト）の確保にも資する。

電磁的記録不正作出、提供罪の制定時においては、電磁的記録が上記背景情報を十分に保持せず、匿名性が高い情報のままであることが多かったことから、広く、電磁的記録の「種類」、「機能」等を考慮せずに一律に構成要件を整備したものと考えられる。しかしながら、電子署名についても令和2年9月4日に公表されたQ&Aにおいて、クラウド型電子署名も含めて民事訴訟法における二段の推定と同様の効力が認められることが示されたこと、背景情報には極めて広範な情報が含まれ、警察の捜査等においても重要な情報として扱われていることなどを踏まえれば、一律に電磁的記録に関する犯罪を処罰することは社会的期待と相違する状況が生じている。電磁的記録を取り巻く社会、技術の環境変化を踏まえれば、電磁的記録に関する処罰のあり方も、今日的状况にあわせて見直すことが妥当であるとも思われるが、どのように考えるか。

## 【回 答】

### ○ 論点①, ②後段, ③及び④について

刑事法の在り方については、デジタル社会の進展も踏まえつつ検討を行っていく必要があると認識している。その上で、刑罰は必要やむを得ない場合に限って科されるべきであることから、デジタル社会における罰則の在り方を検討するに当たっては、

- ・ 現行法で適切に対応できない事態としてどのようなことがあるか
- ・ どのような趣旨でいかなる行為を規制の対象とすべきか、そのうち、いかなる行為を刑罰の対象とすべきか
- ・ 規制を担う所管省庁や規制する法令としていずれが適しているか

など、様々な観点からの検討を要すると考えている。

法務省としても、御指摘を踏まえつつ、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。

### ○ 論点②前段について

違法性阻却事由の該当性は、正当業務といえるかが問題となる業務を規律する法令の規定や趣旨等によらざるを得ず、これを一般化することには適さない。結局のところ、個別の事案ごとの事実関係を踏まえて判断されるべき事柄であり、定型的にどのような条件を満たせば正当業務などとして違法性が阻却されるかという基準を示すこと

は困難であろうと思われる。